

利用しませんか？

高速バスアップル号



高速バス「アップル号」は、前橋方面(群大病院⇄沼田駅)に向けて運行しています。10月1日から「テラスぬまた・市役所前」で乗降車できるようになり、さらに便利になりました。

自家用車の利用を控え、アップル号をご利用いただくことで、二酸化炭素排出量の削減につながり、環境問題への取り組みにもなります。

市では運行に関して支援をしていますが、利用者の減少により市の負担額が多くなってきています。アップル号の運行維持のためにも、皆さんぜひご利用ください。

ご利用にあたっては、往復乗車券や回数券などがお得です。

運賃(片道) 大人950円、子ども480円

往復乗車券 大人1,700円、子ども850円

回数券(16枚つづり) 1万1,250円

平日定期券

▽1カ月 2万8,500円

▽3カ月 8万1,230円

問い合わせ 関越交通(株)沼田営業所 ☎

☎1111へ

11月はエコドライブ推進月間

エコドライブは、誰にでも今すぐに始めることができる、燃料消費量や二酸化炭素排出量の削減、交通事故の防止につながる「運転技術」や「心掛け」です。地球と財布に優しいエコドライブを始めましょう。

～エコドライブ10のすすめ～

- ①ふんわりアクセル「eスタート」
- ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③減速時は早めにアクセルを離そう
- ④エアコンの使用は適切に
- ⑤ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物はおろそう
- ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩自分の燃費を把握しよう

問い合わせ 環境課環境係 ☎内線3072へ

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待と思われることを見掛けたり、子どもの発育や子育てに悩んでいたらご相談ください。

虐待かも と思ったら いちはやく 189番へ

児童相談所全国共通3桁ダイヤル

問い合わせ 子ども課子育て支援係 ☎内線3121へ

住民票やマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できます!!

「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、11月5日以降、氏の変更があった人は、住民票に旧姓の記載を請求することができます。婚姻など氏に変更があった場合でも、旧姓を住民票やマイナンバーカードなどに併記し、公証することができるようになります。ため、契約などさまざまな場面での活用や、就職や職場などでの身分証明にもなります。

また、住民票に旧姓を記載すると、旧姓の印鑑で印鑑登録が可能になります。

※住民票などに併記できる旧姓は、1人に1つだけです

請求方法 旧姓が記載された戸籍から現在の氏につながる全ての戸籍謄(抄)本を用意し、旧氏記載請求書にて市民課窓口で手続きしてください

※マイナンバーカードまたは通知カードと、運転免許証などの本人確認書類を持参

問い合わせ 市民課市民窓口係 ☎内線3003へ

沼田税務署からのお知らせ

問い合わせ 沼田税務署 ☎2131

給与所得者に係る年末調整説明会

下表の日程で開催します。説明会は「年末調整のしかた」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを使用しますので持参してください。また、年末調整説明会終了後、消費税の軽減税率制度などの説明会も併せて開催します。※指定の会場に出席できない場合は、他の会場に出席できます

とき	ところ	対象地域
11月25日(月) 13:30～15:30	片品村役場2階農林研修室	沼田市利根町、片品村
11月26日(火) 13:30～15:30	みなかみ町カルチャーセンターつきよのホール	みなかみ町
12月2日(月) 13:30～15:30	昭和村公民館多目的ホール	沼田市(利根町以外)、昭和村、川場村

★沼田税務署では10月から資産課税担当職員が常駐しなくなりました。相続税や贈与税、土地建物などの譲渡所得に関して**面接による相談**を希望される人は、電話(自動音声案内「2」)で面接日時などの**事前予約**をお願いします。

青色・白色申告決算説明会

決算書などの作成方法や注意点、消費税の決算の仕方、マイナンバー制度の概要、申告書の書き方などの説明会を開催します。※資料は当日会場で配布します

ところ 利根沼田振興局 1階101会議室

とき	対象者
12月12日(木) 10:00～正午	青色申告者 ※事業所得者向け
12月12日(木) 13:30～15:30	青色申告者 ※農業所得者向け
12月13日(金) 10:00～正午	白色申告者 ※事業所得者向け
12月13日(金) 13:30～15:30	白色申告者 ※農業所得者向け

「女性の人権ホットライン」強化週間

DV(ドメスティック・バイオレンス)やストーカーなど、女性の人権に関する悩み事について、下記の期間、電話相談窓口を時間延長して開設します。

相談には人権擁護委員と法務局職員が対応し、秘密は固く守ります。

期間 11月18日(月)から24日(日)までの午前8時30分～午後7時

※土・日曜日は午前10時～午後5時

電話相談窓口

専用電話番号(全国共通)

0570(070)810

※IP電話からは接続できません

◆DVは人権侵害です(毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間)

DVとは

配偶者や恋人などから振るわれる身体的、精神的、経済的暴力などのことです。暴力で相手を支配しようとする行為は、重大な人権侵害であり、明らかな犯罪です。身近な間柄であっても、どんな場合であっても、暴力は決して許されるものではありません。

DVは女性から男性への暴力もありますが、被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。

特に交際中の男女間で起こる暴力を「デートDV」といい、学生など若い世代にも関わる問題です。

暴力の形態

▼**身体的暴力**(殴る蹴る、首を絞める、髪の毛を引っ張る)▼**精神的暴力**(大声で怒鳴る、無視をする)▼**性的暴力**(嫌がっているのに性行為を強要する)▼**経済的暴力**(生活費を渡さない、仕事を辞めさせる)▼**社会的暴力**(実家や友人と付き合いのを制限・監視する、電話やメールを細かくチェックする)▼**子どもを利用した暴力**(子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に遭わせる)など

DVに関する相談窓口

群馬県女性相談センター
電話 027(261)4466
相談受付時間 平日(午前9時～午後8時) / 土・日曜日、祝日(午後1時～5時)
※相談は無料で、秘密は固く守ります
※緊急時は110番、または最寄りの警察署へ



一人で
悩まず
相談を!

問い合わせ 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027(221)4466、生活課協働推進係 ☎内線5300へ